

～産業廃棄物の自社保管に関する届出制の創設～

平成23年4月1日から、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行」により、

建設工事に伴う産業廃棄物を

事業場の外に保管

する場合は届け出が必要です。

排出事業者(建設工事の元請業者(建設工事の発注者から直接建設工事を請け負った者))は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場(建設工事現場)の外において自ら保管(保管の用に供する面積が300m²以上の場所で行うものに限る。)を行おうとするときは、あらかじめ大津市長に届け出なければならない。

(法第12条第3項、第12条の2第3項等)

※ 違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。

留意事項

- ※ 保管届出場所における産業廃棄物の保管については、**産業廃棄物処理基準**が適用されます。
- ※ 届け出た事項を変更しようとするときは、事前の届け出が必要となります。また、保管をやめたときは、**30日以内**に届け出る必要があります。
- ※ **特別管理産業廃棄物**についても同様の保管届出制が創設されました。

●問い合わせ先

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市環境部産業廃棄物対策課

電話077-528-2062(直通) FAX077-523-1560